

# 入札条件

1. 別記事項のとおり。
2. 落札者は、地域づくり課 浅川監督員に連絡し施工協議をおこなうこと。
3. 理由のない設計変更は行わない。
4. 契約の締結は、落札者決定後 5 日以内に行うこと。
5. 請負代金内訳書及び建設業退職金収納書は、契約の締結後 1 4 日以内に提出すること。
6. 現場代理人等通知書・誓約書・標示看板写真・施工計画書 1 式・CORINS 工事カルテ受領書写しについては、契約後 1 0 日以内に提出すること。
7. 工事の竣工は令和 8 年 9 月 2 5 日までとする。
8. 工事現場で使用する火薬類等の危険物の管理及び取扱について事故防止の適正化を図るため担当者は充分配慮されたい。
9. 標示板の文字は、『舗装をなおしています』とする。
- 1 0. 工事現場における**標示板は木製**のものを使用する。

工 事 名	路 線 河 川 名	工 事 場 所
道路維持工事	村道 阿部山・橘道 線	明日香村大字立部地内
工 事 番 号	請 負 人	契 約 額
令和 8 年度 第 1 0 6 号		
契 約 年 月 日	着 手 年 月 日	竣 工 年 月 日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 8 年 9 月 2 5 日

# 提出書類

## ◎ 入札（見積）で落札して契約締結の場合

工事請負契約書	2 部	
建設工事請書	2 部	工事請負代金額 30 万円以下の場合
建設工事請負契約書第 3 4 条に規定する前払金保証事業に関する保証証書等	1 部	設計金額が 200 万円以上の工事
建設工事請負契約書前第 4 条に規定する契約保証証書等	1 部	設計金額が 1000 万円以上の工事
請負代金内訳書	1 部	
現場代理人等通知書	1 部	資格等を証明する書類及び経歴書添付すること
誓約書	1 部	
標示看板写真（様式 1）	1 部	現場毎 起点 終点
材料確認書	1 部	（随時）
建設業退職金制度の掛金収納書	1 部	工事請負代金額 15 万円以上の場合
施工計画書	2 部	
施工体制台帳	1 部	
施工体系図	1 部	
現場組織表	1 部	
週間工程表	2 部	着手届提出後から毎週
CORINS 工事カルテ受領書写し	1 部	工事請負代金額 500 万円以上(請負金額 2,500 万円未満の工事は当初・訂正時のみ登録必要)
再生資源利用計画書（FD 共）	1 部	

## ◎ 工事着工の場合

着手届 1 部

## ◎ 前払の場合（設計金額が 200 万円以上の工事）

前払請求書 1 部

◎ 中間払の場合（設計金額が 200 万円以上の工事）

中間払請求書 1 部

◎ 出来高払の場合（請負金額 50 万円以上の工事で出来形部分が 100 分の 3 以上に達したとき）

工事出来形検定願 1 部

仕様書（出来形） 1 部

工事部分払請求書 1 部

◎ 設計変更の場合

建設工事変更契約書 2 部

建設工事変更請書 2 部 当初建設工事請書の場合

請負代金内訳書 1 部

材料確認書 1 部

実施工程表 2 部

◎ 工期延期の場合（天災その他やむを得ない理由に限る）

契約期限の延期願 1 部

建設工事変更契約書 2 部

建設工事変更請書 2 部 当初建設工事請書の場合

実施工程表 2 部

◎ 工事中止協議の場合

承諾書 1 部

建設工事変更契約書 2 部

建設工事変更請書 2 部 当初建設工事請書の場合

実施工程表 2 部

◎ 工事竣工の場合

完成通知書 2 部

竣工写真 1 部 黒板無し・全景

工事日誌 1 部

現場標識の写真 1 部

指定された建設機械（低騒音・低振動及び排出ガス対策型等）の使用が証明出来る写真 1 部

休憩場所及び喫煙場所の分かる写真 1 部

KY活動の分かる写真 1 部

着手時・工事中・竣工の写真 1 部

建設廃棄物処理委託契約書の写し 1 部

建設系廃棄物マニフェスト  
(D票・E票の写し) 1 部

納品伝票 1 部

配合報告書 1 部

強度試験（結果表）成績表 1 部

品質規格証明書  
(ミルシート・検査証明書等) 1 部

試験結果表 1 部

出来高数量計算書(Excel)紙及びCD

出来形図面(DWG 及び DXF 形式)紙及びCD 1 部

建設業退職金共済手帳（掛金助成）の写し 1 部

再生資源利用実施書（FD共） 1 部

材料確認書を提出している場合

◎ 検査終了の場合

工事引渡書 1 部

工事請負金請求書 1 部

検査写真(埋戻し) 1 部

◎ 手直しの場合

修補完了報告書 1 部

修補完了届 1 部

手直し写真 1 部

上記の書類が不備の場合は工事金の支払が出来ませんので完備して提出して下さい。

〔別 記〕

1. この工事の一括下請負の制限については、建設業法及び明日香村契約規則に一括下請又は部分下請の制限を規定している。これが違反業者に対しては営業停止等の行政処分を行なうこと。
2. この工事は設計仕様書の外、土木工事共通仕様書（別冊）を遵守して施行すること。
3. 工事概要版及び道路関係諸標識を指示する場所に設置すること。必要ある箇所には「夜間赤色灯」をつけること。
4. 通行制限は監督員と協議のうえ、その手続をとること。
5. 工事竣工期日を遵守するため、工事契約と同時に施行計画書を作成し、その承認を受けること。
6. 工事期日中は、治安の維持並びに爆破等の危険を伴う作業には危険区域の標示等に万全の措置を講ずること。万一人畜・物件等に損傷を与えた時は、請負人の負担で一切責任ある処理をすること。
7. 工事区域外（用地買収以外を云う）での土地並びに物件等他人のものに損傷を与えた時の補償は、請負人の負担で一切責任ある処理をすること。
8. 工事区域の総ての道路は、たえず請負人の負担と責任で正常に維持すること。
9. 標識等の設置と防護施設を完備、及び道路敷・河川敷を不法に占用又は使用しないために、別紙様式により誓約書を提出すること。
10. その他については、その都度指示する事項に従うこと。
11. 丁張は請負人において行ない、村の検査を受け合格後着手すること。

# 誓 約 書

工 事 番 号	路線・河川名	場 所
令和8年度 第106号	村道 阿部山・橘道線	明日香村大字立部地内
工 事 名	道路維持工事	

上記の工事を請負ました。工事施工にあたり次の事項を遵守し、万一これに違背したときは将来いかなる措置を受けても異存のないことを誓約いたします。

1. 「建設工事公務災害防止対策要綱及び道路工事現場における標示施設等の設置基準」を遵守し、標識等の設置と防護施設を完備すること。
2. 道路敷・河川敷を不法に占用又は使用しないこと。

令和 年 月 日

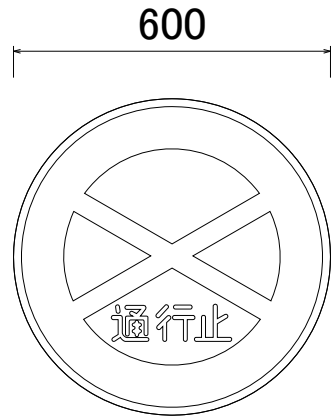
明日香村長 殿

請負人 住 所  
氏 名

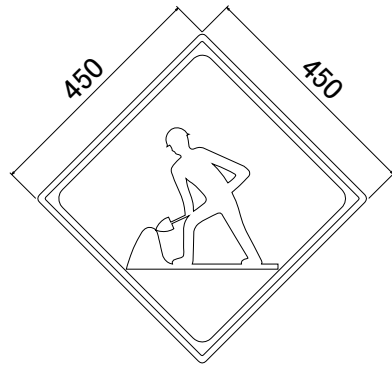
㊞



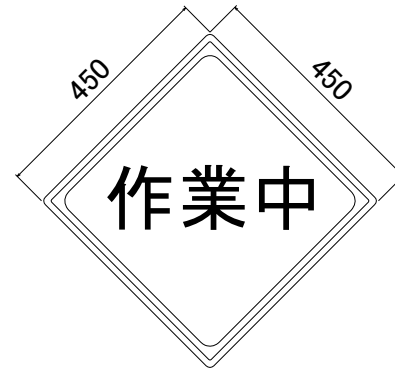
通行止



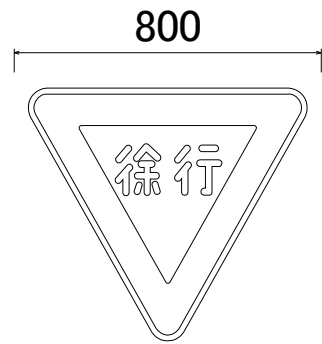
工事中



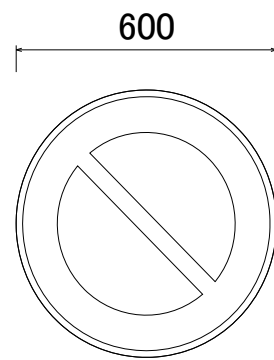
作業中



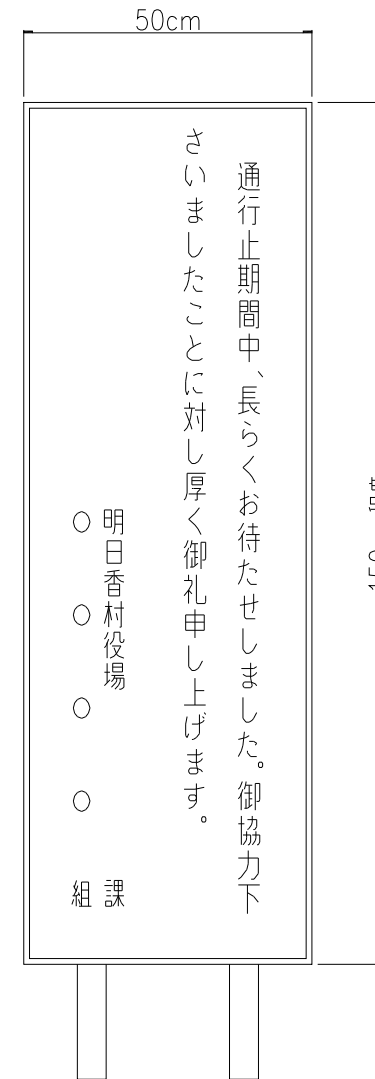
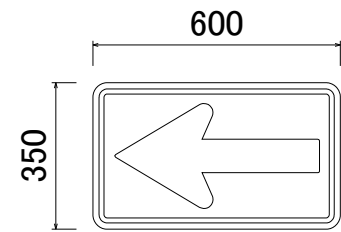
徐行



車両通行止



一方通行



白地に赤書とし、役所名及び請負人名は黒書とする。

100cm程度

通行時間制限表

1. 路線名 ○ ○ ○ 線

1. 場所 高市郡明日香村大字○○地内

1. 期間 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

1. 工事内容 ○ ○ ○ 工事

1. 通行止時間

	開始時間	終了時間	止時間	備考
1	9時00分	10時30分	1時間30分	
2				

(注) 各時間共、通行開始時の通行優先車両は○○○に向う車両とする。

明日香村役場 課  
榎原 警察署

白地に黒書とする。

[注] 柱の長さは100cm~210mとする。

道路標識・区画線及び道路標示に関する命令に定められた標識を使用すること。



掲示の注意事項

番号	標識名称	注意事項	掲示の根拠
①	施工体系図	「工事関係者」及び「公衆」が「見やすい場所」に掲示しなければなりません。大きさに関する規定はありませんが、読みやすい大きさにしてください。	建設業法第24条の7第4項 入契法第13条第3項
②	建設業の許可票	「公衆」の「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 標識寸法：40cm以上×40cm以上	建設業法第40条 建設業法施行規則第25条1,2
③	労災保険関係成立票	「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 標識寸法：(縦)40cm×(横)50cm・地色：白・文字：黒	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険徴収法施行規則第74条
④	建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識(シール)	「建設現場」に掲示しなければなりません。 (現場の労働者の中に、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度の対象者がいる場合に掲示が必要です。)	入契法指針
⑤	作業主任者一覧表	「作業場」の「見やすい場所」又は「必要な箇所」に掲示してください。(標識寸法：規定なし)	労働安全衛生規則第18条関連
⑥	緊急時連絡表	「事務所、詰所等」の「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 緊急時に誰もが必要な箇所に連絡が取れるよう事務所、詰所以外の現場の見やすい場所にも掲示するよう指導をお願いします。(標識寸法：規定なし)	